

一般質問通告書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和6年6月4日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 黒川 悟

質問事項	質問の要旨	質問の相手
災害時のトイレ対策は	<p>能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレ問題が潜在化した。国の支援により仮設トイレが避難所に届き始めたのは、発災から4日以降と聞いている。発災3日間は、自治体で携帯トイレ等を確保しなければならない。大規模災害に備え、トイレ対策について問う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 内閣府のガイドラインにより、各自治体には災害時のトイレの確保・管理計画の策定が求められているが、当町の計画は2. 想定される最大避難者数などを基に、必要数に対する備蓄の現状と今後の方針は3. 通常のトイレ施設が使用不能とならないように、「携帯トイレ」の使用方法を避難所の運営マニュアル等に反映する考えは4. 「トイレトレーラー」の整備を積極的に検討すべきと考えるが町の見解は5. 防災は永遠のテーマであり、様々な費用が伴う。いつ起こるのかわからない災害に対し予算がつけにくい。また今までの教訓を生かし災害を継承し続けていくことも重要だ。今後の防災対策の方針は	町長